

平成 19 年産でん粉用甘しょの政策が変わります

何が変わるの？

平成 19 年度から品目別経営安定対策が導入され、19 年産でん粉原料用甘しょ価格が見直されます。これまでの最低生産者価格と対策費が廃止され、でん粉の販売収入から分配される分（原材料取引価格）と国からの直接支払い分（政策支援）に変わります。生産者は自ら各工場（JA・福井澱粉㈱等）と手続きをしないと政策支援が受けられず農家手取りが激減します。

でん粉専用品種（シロユタカ）の場合…

- ①原材料取引価格（各工場から支払われる品代）による収入 6.06 円/kg
- ②国からの直接支払い分（政策支援）による収入 25.96 円/kg
- ①+②＝農家手取り 32.02 円/kg

手続きをする	手続きをしないと								
<table border="1"> <tr> <td>国からの直接支払い分(政策支援)</td> <td>25.96円 / kg</td> </tr> <tr> <td>原材料取引価格</td> <td>6.06円 / kg</td> </tr> </table>	国からの直接支払い分(政策支援)	25.96円 / kg	原材料取引価格	6.06円 / kg	<table border="1"> <tr> <td>国からの直接支払い分(政策支援)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>原材料取引価格</td> <td>6.06円 / kg</td> </tr> </table>	国からの直接支払い分(政策支援)	0円	原材料取引価格	6.06円 / kg
国からの直接支払い分(政策支援)	25.96円 / kg								
原材料取引価格	6.06円 / kg								
国からの直接支払い分(政策支援)	0円								
原材料取引価格	6.06円 / kg								
農家手取り 32.02円 / kg	農家手取り 6.06円 / kg								

品目別経営安定対策の対象生産者となるには？

- ①～③いずれかの要件が必要です。
- ①認定農業者の生産者
 - ②甘しょの収穫面積が 50a 以上である生産者
 - ③甘しょの収穫面積が 50a 未満の生産者は各工場（JA・福井澱粉㈱等）のでん粉甘しょ部会に加入すること

手続きとは？

生産者が自ら行わなければならない 2 種類の手続きがあります。

- ①各工場との売り渡し契約の締結（2 月末までに各工場に提出）
- ②対象要件審査手続き（5 月～7 月の間）

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福井澱粉有限会社 ☎ 476 - 0006
 JA 所お鹿児島大崎支所営農センター ☎ 476 - 2111
 大崎町役場農林振興課営農推進室 ☎ 476 - 1111（内線 152）